

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正について（お知らせ）

令和4年5月16日
技 術 監 理 課

下松市及び下松市上下水道局では、下記のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正を行いますので、お知らせします。令和4年7月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用します。

なお、上記の適用日より前に指名通知又は入札公告を行った工事については従前の例によるものとします。

主な改正内容

1. 低入札価格調査制度

① 一般管理費の算出率（5.5/10 → 6.8/10）を引き上げます。

2. 最低制限価格制度

① 土木系工事の算出率（89/100 → 91/100）を引き上げます。

② 最低制限価格の算出基準を

「最低制限価格を算出した額の上位3桁を有効数字とし、4桁以下を切り捨てる」

↓

「最低制限価格を算出した額から千円未満を切り捨てた額とする」に変更します。

1. 低入札価格調査制度について（適用範囲の改正）

（1）土木系工事

【改正前】

直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

【改正後】

直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

（2）営繕系工事

【改正前】

（直接工事費－現場管理費相当額A）×9.7/10+共通仮設費×9/10+（現場管理費+現場管理費相当額A）×9/10+一般管理費×5.5/10

※現場管理費相当額Aは、以下によるものとします。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費×1/10

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費×2/10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

【改正後】

(直接工事費－現場管理費相当額A)×9.7/10+共通仮設費×9/10+(現場管理費+現場管理費相当額A)×9/10+一般管理費×6.8/10

※現場管理費相当額Aは、以下によるものとします。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費×1/10

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費×2/10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

2. 最低制限価格制度について (算出基準の改正)

(1) 土木系工事

【改正前】

最低制限価格は、次によって算出した額とする。この場合において、算出した額の上位3桁を有効数字とし、4桁以下を切り捨てる。

予定価格×89/100

【改正後】

最低制限価格は、次によって算出した額とする。

予定価格×91/100 から千円未満を切り捨てた額とする。

(2) 営繕系工事

【改正前】

最低制限価格は、次によって算出した額とする。この場合において、算出した額の上位3桁を有効数字とし、4桁以下を切り捨てる。

予定価格×92/100

【改正後】 (率の改正無し)

最低制限価格は、次によって算出した額とする。

予定価格×92/100 から千円未満を切り捨てた額とする。

以上